

支出証拠書

9/5

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍「人間の街.公共空間デザイン」の購入		
年月日	令和 5年 9月 5日	金額	3,520 円

目的	まちづくりにおける公共空間デザインの参考とするため
使途	書籍代
政務活動・ 県政との 関連性	得られた交通や景観等の幅広い観点での知見を基に、本県の目指すべきまちづくりの方向性についての議論に役立てていく。

《領収書貼付枠》



ちえなみき

クレジット売上票

ちえなみき
電話0770-47-5606
登録番号：T2010001034952

2023/09/05(火) 16:01
No. 01-000120838 扱:10073024 10
6101:9784306046009 3052 03200
書籍(和書) 1点 ¥3,520
消費税等(10%) ¥320
課税対象額(10%) ¥3,200

数量 1点

合計 ¥3,520

クレジットカード利用計 ¥3,520
(内消費税等) ¥320

クレジット お預かり計 ¥3,520

釣銭 ¥0

※注 #軽減税率,*非課税



2901000120836

支払者：良知駿一

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動のかかる ものである	3,520 円	/	
		100%	3,520 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県外視察(福井・石川/特別委員会の視察あり)		
年月日	令和5年9月5日~7日	金額	45,656円

目的	<p>【ちえなみき】 敦賀市が新たな知の賑わいの拠点としている「ちえなみき」を視察し、本県の新県立図書館運営の参考とする。</p> <p>【フクイ建設技術フェア】 本県の土木技術に転用の可能性を探る。</p> <p>【石川県立図書館】 他県の県立図書館を本県の新県立図書館運営の参考とする。</p> <p>【NPO 法人エルコミュニティ】 若者によるまちづくりへの取り組みを聴取する。</p>
使途	交通費・宿泊費・手土産代
政務活動・ 県政との 関連性	各所視察・関係者聴取から、本県の抱える新県立図書館運営・インフラ整備・若年層流出の課題解決の参考とする。
<p>《領収書貼付枠》 別添 領収書・利用票 参照</p> <p>【9/5】事務所—(遠鉄バス)—浜松駅—(東海道新幹線)—米原駅—(特急しらさぎ)—敦賀駅— 【ちえなみき】—敦賀駅—(特急しらさぎ)—福井駅—(宿泊・13,150円)</p> <p>【9/6】(宿泊)—【フクイ建設技術フェア】—(タクシー・1,570円)—福井駅(特別委員会視察組と合流)—(特別委員会視察)—【石川県立図書館】—(タクシー・2,500円※)—(宿泊)</p> <p>【9/7】(宿泊)—(特別委員会視察)—【NPO 法人エルコミュニティ】—(タクシー・1,320円※)—(宿泊:以降、特別委員会視察日程)</p> <p>※交通が不便なため使用</p> <p>①交通費: 1,570円+2,500円+1,320円=5,390円 ③ エルコミュニティ視察代 25,000円 ②宿泊費: 13,150円 ④ 手土産代 2,116円 ①+②+③+④= 45,656円</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	45,656円	100%	45,656円

領収証

①

No. 202309060064

領収書
(RECEIPT)

お名前 NAME	良知 駿一	様
-------------	-------	---

発行日 ISSUED	2023/09/06
---------------	------------

領収金額 BALANCE DUE	13,150
---------------------	--------

(上記金額には消費税が含まれております)
クレジット分 ¥13,150 を含みます

ドリーミンPREMIUM福井
〒910-0006 福井県福井市中央1丁目18番6号
TEL 0776-21-5489 FAX 0776-21-2124
http://www.hotespa.net/doriminn/

(内消費税 Con.Tax ¥1,181) (軽減税率対象額 ¥0)
(標準税率対象額 ¥13,000) (経過措置対象額 ¥0)

請求明細書
(STATEMENT)

お名前 NAME	良知 駿一	様
-------------	-------	---

部屋番号 ROOM NO	到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	発行日 ISSUED	宿泊人数 PERSON
725	23/09/05	23/09/06	2023/09/06	1

日付 DATE	摘要 DESCRIPTION	金額 AMOUNT	お支払 BALANCE
09/05	チェックイン精算(クレジット)		13,150
09/05	宿泊費	13,000	
09/05	入湯税	150	

No. 202309060064 -022 - 253

ご署名

会社名

利用金額 TOTAL AMOUNT	13,150	支払金額 TOTAL BALANCE	13,150
請求残高 BALANCE DUE			0

(内消費税 Con.Tax ¥1,181)
(標準税率対象額 ¥13,000)
(軽減税率対象額 ¥0)
(経過措置対象額 ¥0)

③

領 収 書

現・チ・ク・割引 No.6378
 日付 '23年09月06日 17:50
 車番 000238 800
 メータ運賃 ¥2,300円
 迎車料金 ¥200円

運賃料金計 ¥2,500円
合計 ¥2,500円

上記の通り領収致しました

毎度、ご乗車いただき
ありがとうございます。

石川近鉄タクシー(株)

金沢市北安江2-30-26

配車専用番号

0570-08-3265

消費税率 10%

登録番号:

T8-2200-0100-0944

石川県立図書館 → 宿泊場所
交通が不便のため使用

②

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。
 車両番号 1060号
 2023年09月06日

乗車料金 **¥1570円**

立替金 **円**

(現金・チケット・クーポン)
 上記の通り正に領収致しました。

(有)日の丸タクシー

福井市下江守町9-19-1

TEL (0776) 26-0039

登録番号1210002008886

消費税10%

福井県立図書館 → 福井駅

④

NPO法人エルコミュニティ → 宿泊場所

交通が不便のため使用

領 収 書

No.3870

日付 2023年 09月 07日

車番 000209 1000

基本運賃 ¥1,210円

迎車料金 ¥110円

合計 ¥1,320円

上記の様に領収致しました

毎度ご乗車有難うございます

消費税率 10%

相互タクシー(株)

登録番号

T7-2100-0101-3015

福井県鯖江市桜町3丁目1番1号

TEL 0778-51-0238

51-1154

③ NPO法人 エルコミュニティ 視察料金

領収証		No.	
ふじのくに県民クラブ		阿部 寛一様	
金額	¥25000		取入
内訳	但 視察料		印紙
現金	2023年 9月7日 上記正に領収いたしました		
小切手			
手形			
消費税額等 (%)	〒916-0025 福井県鯖江市旭町1-6-6		係印
コード	NPO法人 エル・コミュニティ		
	代表 竹部 美樹		

支払者 良知駿一

④ 福井県工業技術センター

322円

福井県工業技術センター様分の対充当 4,232円 + 2 = 2,116円

2023年 9月 5日(火)

領 収 書 様

¥4,232-

上記正に領収しました(消費税等 ¥313-を含みます)

但し (東海キヨスク株式会社 白クレジット決済
愛知県名古屋市中村区名駅三丁目2番8号
ギフトキヨスク浜松 取扱者
TEL 053-458-4323
※財布等で保管載く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

0001-7172-9746

支払者: 良知駿一

県外調査概要書

令和6年2月13日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ
良知 駿一

目的	<p>【ちえなみき】 敦賀市が新たな知の賑わいの拠点としている「ちえなみき」を視察し、本県の新県立図書館運営の参考とする。</p> <p>【フクイ建設技術フェア】 本県の土木技術に転用の可能性を探る。</p> <p>【石川県立図書館】 他県の県立図書館を本県の新県立図書館運営の参考とする。</p> <p>【NPO 法人エルコミュニティ】 若者によるまちづくりへの取り組みを聴取する。</p>
年月日	令和5年9月5日～7日
場所	<p>【ちえなみき】 福井県敦賀市</p> <p>【フクイ建設技術フェア】 福井県産業会館</p> <p>【石川県立図書館】 石川県金沢市</p> <p>【NPO 法人エルコミュニティ】 福井県鯖江市</p>

内 容	<p>1 行程 (地域公共交通対策特別委員会県外視察に追加する形で視察している。)</p> <p>【9/5】 事務所—(遠鉄バス)—浜松駅—(東海道新幹線)—米原駅—(特急しらさぎ)—敦賀駅—【ちえなみき】—敦賀駅—(特急しらさぎ)—福井駅—(宿泊)</p> <p>【9/6】 (宿泊)—【フクイ建設技術フェア】—(タクシー)—福井駅(特別委員会視察組と合流)—(特別委員会視察)—【石川県立図書館】—(タクシー)—(宿泊)</p> <p>【9/7】 (宿泊)—(特別委員会視察)—【NPO 法人エルコミュニティ】—(タクシー)—(宿泊：以降、特別委員会視察日程)</p> <p>2 対応者 【ちえなみき】 なし(道中立ち寄りのため) 【フクイ建設技術フェア】 ●福井県工業技術センター 建設技術研究部 部長 小林文男 氏 建設技術研究部 主任研究員 林泰正 氏 建設技術研究部 研究員 西端宏明 氏 ●前田工織株式会社 福井営業部 XXXXXXXXXX 【石川県立図書館】 なし(特別委員会の委員有志で道中立ち寄りのため) 【NPO 法人エルコミュニティ】 ●NPO 法人エルコミュニティ 代表 竹部美樹 氏</p> <p>3 聴取内容 【ちえなみき】 ●「ちえなみき」は知育・啓発施設で、従来の書店や図書館とは異なる新しい知の体系によって分類された書籍空間を提供している。その分類により、本と本が従来の図書館では見られない新しい関係性で繋がり、新しい発見や興味をもたらすような仕掛けがある。</p>
-----	---

●独自の基準で選書された迷路のような書棚が特徴で、「共読知『本人(ほんびと)』コーナー」には、敦賀で生まれた・育った・働くなど関連する人から本を紹介してもらい、客との「共読」が生まれる仕掛けがある。また、キッズスペース、カフェスペースなどがある。

【フクイ建設技術フェア】

●福井県工業技術センター

◇ 小型 FWD について

▷ FWD (舗装構造評価装置 : Falling Weight Deflectometer) は、路面に錘を落とした際に舗装表面に生じるたわみ量を複数点で同時に測定、点検や評価に使用する機器である。舗装を破壊することなく評価できることが利点。

▷ 従来の車載型 FWD は非常に高価であるが、開発した小型 FWD においても、車載型 FWD の測定結果と非常に強い相関があり、有効性が示された。

◇ 橋梁伸縮装置の研究開発

橋梁の伸縮装置は損傷しやすく、それが原因で橋梁本体構造に大きな損傷を与えることが多くみられる。本研究開発での試作品はフェースプレートの脱着構造を有する伸縮装置であり、これにより橋梁の伸縮装置補修のコストを大きく低減することが期待できる。

●前田工織株式会社

◇ FIT-CUBE

護岸工等で用いられる、剛性を付与された繊維製のかごマット。この製品の素材は全て化学繊維でできており、錆びないため、強酸や強アルカリなどの腐食がある環境下での使用に適しているとのこと。

◇ ツートンバッグ

「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル[第2回改訂版]の要求性能を全て満たす製品。紫外線劣化に対する耐久性に優れ、長時間設置後でも移動・転用が可能。対応年数に応じて2タイプ(1年対応と3年対応)が用意されており、現場状況に合わせて選択可能。

【石川県立図書館】

- 2022年(令和4年)7月16日、金沢市小立野二丁目の金沢大学工学部跡地に現行館が開館した。蔵書数は773,000。
- 電子書籍やオンラインデータベースへのアクセスを提供し、デジタル時代の情報ニーズに答えている。
- 読書会、講演会、展示会など、多様な文化的・教育的活動を通じて、地

域社会の知識向上と交流の促進を図っている。

- ブックリウムと呼ばれている、幅 15m のウォールスクリーンに映し出される本の集まりを宇宙に見立てたデジタルアートのコーナーがある。

【NPO 法人エルコミュニティ】

- NPO 法人エルコミュニティは、主に鯖江市を拠点に若者の地域活動への参加を促進し、地域の活性化に寄与することを目的として活動している。活動内容は多岐にわたり、地域活性化・IT 人材育成など、多様な分野でのプロジェクトを手掛けている。
- 「市長をやりませんか？」プロジェクトは全国の大学・院・高専から学生を集め、参加費無料で実施する模擬市政運営プログラム。これにより、若者が実際の市政運営に触れ、地域活性化に対する理解と関心を深める機会を提供している。
- めがねフェス：かつて「めがね祭り」として知られていたイベントをリブランディングし、地域の特色ある産業である眼鏡製造の魅力を広く発信するフェスティバルを実施。
- IT 担い手育成事業：IchigoJam や JavaScript を用い、IT 人材を育成している。

4 県政への反映

【ちえなみき・石川県立図書館】

本県が予定している新県立図書館の運営において、「ちえなみき」のような独自の書籍分類システムとまではいかななくても、ある程度実用に近いリファレンス機能を持った分類システムを採用し、知の探求や共読の文化を促進する考え方はありうる。また、石川県立図書館のようなデジタル表示機器を固化的に使うことも有効であり、当局の考え方を聞く。

【フクイ建設技術フェア】

本県でも老朽化が課題であるインフラ整備において、小型 FWD や橋梁伸縮装置のような新しい技術を積極的に導入し、コスト削減と効率性の向上を目指すことは必要である。まずは本県で導入しているか調査していく。

【NPO 法人エルコミュニティ】

市町レベルでの話が主ではあったが、若者が当事者意識を持つためにも、若年層流出等の特定の限られた分野において「若者の若者による県政」を担ってもらうことは対策の一つとして考えられるのではないか。この課題についてはまだ対策を調査する必要がある。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支出証拠書

12/11

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	スマートフォン通信料		
年月日	令和 5年 10月 1日～令和 5年 10月 31日	金額	2,470 円

目的	政務活動を伴う通信費
使途	スマートフォン通信料 (2023年10月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 利用内訳表・クレジットカード明細書 参照	

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,941 円	1/2 %	2,470 円

2023年12月11日のご利用代金明細表

2023年11月25日 発行

お名前	良知 駿一 様
お支払い日	2023年12月11日 (月)
お支払い合計額	4,941円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	[REDACTED]
	2010年12月2日

金融機関	[REDACTED]
支店	[REDACTED]
科目	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
良知 駿一 様 ご利用分 [REDACTED]										
#	23/10/31	ドコモご利用料金/ID 11月分	4,941	1	1	4,941				
<お支払い金額総合計>						4,941				

株式会社NTTドコモ
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
 登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意の上、お手続きください。
 dカードセンター 0570-030-360 (午前10:00~午後8:00年中無休)
 ※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります。
 クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
 携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)
 ホームページ <https://d-card.jp/>

支出証拠書

14/11

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	chatGPT Plus の利用		
年 月 日	令和5年10月26日～令和5年11月25日	金 額	1,537 円

目 的	<ul style="list-style-type: none"> ● chatGPT を活用して政務活動を効率化する ● chatGPT の利用をとおし、行政における活用について研究する
使 途	使用料
政務活動・ 県政との 関連性	chatGPT を活用して日常の政務活動の効率を上げるとともに、行政分野における chatGPT の活用が業務の生産性や行政サービスの向上に繋がられるか研究・検討する。

《領収書貼付枠》

別添 領収書（ドル建て） クレジットカード明細書 参照

クレジットカード引落しの原本は 6 年 / 月 整理番号 1 - 3 添付

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,074 円	1/2 %	

Receipt



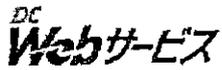
Invoice number 9AEEFDEC-0007
Receipt number 2132-7258
Date paid October 26, 2023
Payment method Visa

OpenAI, LLC
548 Market Street
PMB 97273
San Francisco, California 94104-5401
United States
ar@openai.com

Bill to
SHUNICHI RACHI
〒431-1304
静岡県
浜松市細江町中川7172-698
ラトゥール101
Japan
rachi.shunichi.office@gmail.com

\$20.00 paid on October 26, 2023

Description	Qty	Unit price	Amount
ChatGPT Plus Subscription Oct 26 – Nov 26, 2023	1	\$20.00	\$20.00
Subtotal			\$20.00
Total			\$20.00
Amount paid			\$20.00



ご利用中のお客様: 良知 駿一様

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時: 2023年11月29日 15:54

[2023年12月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類	[Redacted]	照会月	2023年12月
カード名称		明細作成日	2023年11月24日
カード番号			

お支払日	2023年12月11日
今回ご請求合計額	123,169円
(1) 今回ご請求額	123,169円
(2) 事前お支払額	0円
合計[(1)-(2)]	123,169円

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額	現地通貨額	通貨略称	換算レート
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			

電気ご使用量のお知らせ

2023年10月分

2023年10月16日

毎度お引立ていただきありがとうございます。電気ご使用量をお知らせいたします。

良知 駿一 様

お客さま番号 [REDACTED]	日程 11	供給地点特定番号 04 0256 8580 2405 1000 0000
契約種別 おとくプラン	契約容量 50A	力率
ご使用場所 静岡県 浜松市 北区 細江町 中川 7172-698 ラトゥール 101		

ご請求額 5,479円 (うち消費税等相当額 498円)
電気のご使用量 177kWh (日数: 32日間)
【参考: 前年同月の情報】
・ご使用量 189kWh
・日数 33日

検計日 10月16日	ご使用期間 9月14日~10月15日	ご使用日数 32日
電気ご使用量		前年同月実績 (ご使用日数33日)
177kWh		189kWh
計器番号128 第1計器		
当月指示数	12017.4	
前月指示数	11840.4	
差引	177.0	
翌月 (11月分) のご案内		
検計日	11月15日	
ご使用期間	10月16日~11月14日	
燃料費調整単価(税込)	-0円96銭/kWh	

ご請求額	5,479円
(うち消費税等相当額)	498円
[ご請求額内訳]	
基本料金	1,485円 00銭
電力料金 1段料金	2,472円 00銭
2段料金	1,428円 99銭
(うち燃料費調整額)	-129円 21銭
おとく割	-153円 00銭
再エネ発電促進賦課金	247円
【再掲】託送料金相当額	1,851円
(うち各種負担金相当額)	10円 62銭
○2023年10月以降の燃料費調整単価には国による電気料金負担緩和策(値引き単価:3.5円/kWh)が含まれています。 ※原則、10月のご請求分からの適用になります。	
当月燃料費調整単価 (税込)	-0円73銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価 (税込)	1円40銭/kWh

支出証拠書(各種団体会費)

12/22

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	ヒューマンインタフェース学会 2024年度学会費(年度は毎年1月~12月)		1~3月の 3ヶ月分
年 月 日	令和6年1月1日~令和6年3月31日	金 額	2,041円

会の趣旨・目的	<p>本法人は、ヒューマンインタフェースに携わる者、ヒューマンインタフェースに関心のあ る者、及びヒューマンインタフェースを利用する一般消費者等を対象として、学会誌の発 行、シンポジウムや研究会の開催、セミナーや講演等による教育・研究活動事業、他学会 との研究交流やヒューマンインタフェースに関する研究等を行うことを通して、人にとっ て使いやすく分かりやすいヒューマンインタフェースの普及をはかり、安全で安心な社会 の実現、学術文化の向上発展に資することを目的とする。尚、ヒューマンインタフェース とは、人と技術の関わりを対象に、その技術の設計・実現・評価、そして、これを利用す る人の生理・認知・心理・文化・社会的視点からの科学、及び、これらを取り巻く主要な 事象を扱う学問分野である。</p>						
会の活動内容等	<p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (4) 情報化社会の発展を図る活動 (5) 科学技術の振興を図る活動 (6) 経済活動の活性化を図る活動 (7) 消費者の保護を図る活動 (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>						
政務活動・ 県政との 関連性	<p>本県では2022年3月に「ふじのくにDX推進計画」が策定された。この計画においてヒ ューマンインタフェースの視点は極めて重要である。最新の技術動向・研究結果を調査し、 関連する部局と議論していく必要がある。</p>						
<p>《領収書貼付枠》 別添 領収書・振込明細・定款他</p> <table> <tr> <td>学会費 8,000円</td> <td>2024年1月~2024年3月の3ヶ月分</td> </tr> <tr> <td>手数料 165円</td> <td>8,165円×3÷12=2,041円を請求</td> </tr> <tr> <td>計 8,165円</td> <td>(令和6年4月以降残) 6,124円を充当する)</td> </tr> </table>		学会費 8,000円	2024年1月~2024年3月の3ヶ月分	手数料 165円	8,165円×3÷12=2,041円を請求	計 8,165円	(令和6年4月以降残) 6,124円を充当する)
学会費 8,000円	2024年1月~2024年3月の3ヶ月分						
手数料 165円	8,165円×3÷12=2,041円を請求						
計 8,165円	(令和6年4月以降残) 6,124円を充当する)						

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,041円	100%	2,041円

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 1222001 受付日時 2023年12月22日 16時48分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座



金融機関名 ミツバシ-エフアイ

支店名 ニナガサキ

科目 普通預金

口座番号 3566234

振込・振替先口座

受取人名 トビヒ-マンインター-スガツカイ

金額 8,000円

引落合計金額 8,165円 (税込手数料165円)

指定日 12月22日

振込依頼人名 子 シン仔

取消確認

戻る

2024年 1月 12日

領収書

良知 駿一 様

特定非営利活動法人
ヒューマンインタフェース学会
会長：高橋 信

〒600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町93
京都リサーチパーク 6号館 3階
TEL:075-315-8475 FAX:075-326-1332
登録番号：T7130005005966

¥ 8,000

但し、 2024 年度学会費(不課税)

上記金額 正に領収いたしました。

Human
Interface
Society

2024年1月12日

良知 駿一 様

特定非営利活動法人
ヒューマンインタフェース学会
事務局

〒600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町93
KRP (Kyoto Research Park) 6号館 3階
TEL:075-315-8475

書類送付の御案内

拝啓 日頃よりヒューマンインタフェース学会の活動に格別のご高配を賜り
誠にありがとうございます。

下記の書類を同封いたしますので、よろしくお取り計らい願います。 敬具

送付書類：請求書 納品書 見積書 **領収書** その他

2024 年学会費領収書をお送りいたします。

2018年6月15日施行

第1章 総則

- 第1条 本法人は、特定非営利活動法人ヒューマンインタフェース学会と称する。英語表記をHuman Interface Societyとする。
- 第2条 本法人は、事務所を京都市下京区中堂寺粟田町93番地 京都リサーチパーク6号館に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本法人は、ヒューマンインタフェースに携わる者、ヒューマンインタフェースに関心のある者、及びヒューマンインタフェースを利用する一般消費者等を対象として、学会誌の発行、シンポジウムや研究会の開催、セミナーや講演等による教育・研究活動事業、他学会との研究交流やヒューマンインタフェースに関する研究等を行うことを通して、人にとって使いやすく分かりやすいヒューマンインタフェースの普及をはかり、安全で安心な社会の実現、学術文化の向上発展に資することを目的とする。尚、ヒューマンインタフェースとは、人と技術の関わりを対象に、その技術の設計・実現・評価、そして、これを利用する人の生理・認知・心理・文化・社会的視点からの科学、及び、これらを取り巻く主要な事象を扱う学問分野である。

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- 第5条 本法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の事業を行う。

- (1) ヒューマンインタフェースに関するシンポジウム・研究会・セミナー等の開催
- (2) ヒューマンインタフェースに関する機関誌及び図書等の刊行
- (3) ヒューマンインタフェースに関する研究及び調査
- (4) 優れた研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

- 第6条 本法人の会員は次の7種とし、正会員と一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人
- (2) 一般会員 本法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人
- (3) 学生会員 大学及び大学院又はこれに準ずる学校の在学学生
- (4) 賛助会員 本法人の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
- (5) 購読会員 本法人の機関誌を定期的に購読する個人または団体
- (6) 名誉会員 本法人の目的事業範囲において、正会員の内で特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人
- (7) シニアアソシエート 総会で別に定める基準を満たす正会員経験者で、理事会の議決を経て推薦された者

- 第7条 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員として入会しようとする者は、別に定める会員の種別を記載した入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 一般会員、賛助会員、購読会員の入会については、特に条件を定めない。
3. 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
4. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。名誉会員となる

場合、正会員としての身分を併せて継続することができる。

5. シニアアソシエートに推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもってシニアアソシエートとなる。シニアアソシエートとなる場合、正会員としての身分を併せて有することができる。

第8条 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員になるものは、総会で別に定める入会費を納入しなければならない。

2. 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

3. 名誉会員は、入会費及び会費を納めることを要しない。ただし、正会員としての身分を継続して有する場合は、第2項の会費を納入しなければならない。

4. シニアアソシエートは、入会費及び会費を納めることを要しない。ただし、新たに正会員としての身分を併せて有する場合は、第1項の入会費を納入しなければならない。また、正会員としての身分を継続して有する場合は、第2項の会費を納入しなければならない。

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会した時
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 賛助会員もしくは購読会員である団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本法人の会員として会費納入を2年以上怠り、催促してもそれに応じない場合

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員、評議員及び職員

第13条 本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上24名以内(うち会長1名、副会長2名以内)
- (2) 監事 2名

第14条 理事及び監事は、社員の中より総会にて選任する。

2. 理事と監事は相互に兼ねることができない。
3. 役員を選任については別に規程を定める。

第15条 会長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理する。

2. 会長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行することができる。

監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の職務を行う。

- (1) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行についての不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを理事会、総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 本法人の役員任期は2年とする。ただし、原則として連続して4年を越えないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合にかぎり、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事は理事会における理事現在数の3分の2以上の議決により、

監事は総会において出席した社員の3分の2以上の議決により、これを解任する。この場合、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第19条 本法人には、評議員を置く。

2. 評議員は、理事会の推薦する者を会長が委嘱する。
3. 評議員は、評議員会を組織して会長の諮問に応じ本法人の事業の遂行について会長に助言する。また必要がある場合には、自ら会長に助言する。
4. 評議員の任期については第16条の規定を準用する。この場合、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第20条 本法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て必要な委員会を置くことができる。委員会に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第21条 本法人の事業に関する事務処理等については以下のように定める。

- (1) 本法人の事務を処理するために、所要の職員を置く場合には予め理事会にはかり、会長が雇用契約を行うものとする。
- (2) 本法人の事務処理に関する業務の一部を外部へ委託する場合には、予め理事会にはかり、会長が業務委託契約を行うものとする。
- (3) 本法人が外部から業務を受託する場合には、予め理事会にはかり、会長が業務受託契約を行うものとする。

第5章 会議

第22条 会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

第23条 総会は社員をもって構成する。

第24条 総会は通常総会と臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条 総会は監事からの招集を除き会長が招集する。請求により臨時総会を開くときは請求のあった日から1ヵ月以内にこれを開催しなければならない。

2. 総会の招集は、少なくとも10日前までに、その会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

第26条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議のつど出席社員の互選で定める。

第27条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他、本法人の運営に関する重要事項

第28条 総会は、社員の現在数の10分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の社員を代理人として表決を委任したものは、出席者とみなす。

2. 総会における議決事項は、第25条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
3. 総会の議事は、この定款に別段定めがある場合を除くほか、出席した正会員及び一般会員の議決権を平等に扱い、その総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第30条 理事会は、毎年4回以上会長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上又は監事から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、会長はその請求の日から10日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は会長とする。ただし、臨時理事会の議長は出席理事の互選による。

3. 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

第32条 評議員会の構成と運営については理事会において別に細則を定める。

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

3. (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 資産及び会計

第34条 本法人の資産は次のとおりとする。

(1) 財産目録記載の財産

(2) 入会金及び会費

(3) 資産から生ずる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) 寄付金品

(6) その他の収益

第35条 本法人の資産は特定非営利事業に関する資産のみとする。

第36条 本法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第37条 本法人の会計区分は、特定非営利事業に関わる会計のみとする。

第38条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が編成し、総会の議決を経なければならない。

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第40条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第41条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第42条 本法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表等決算に関する書類は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に会長が作成し、会員の異動状況書とともに、監事の意見書を付け、理事会の承認を経て、総会の承認議決を得なければならない。

2. 決算上余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第43条 本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第44条 予算をもって定めるもののほか、本法人が資金の借入その他新たな義務の負担が発生する場合は、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

第45条 本法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く。)

事業年度

☆

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類、その他当該、その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、本法人の解散は、総会における出席者数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第47条 本法人の解散に伴う残余財産は、総会における出席者数の4分の3以上の議決を経て法11条第3項に掲げるもののうちに譲渡するものとする。

第8章 公告の方法

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 補則

第49条 この定款の施行についての規程は、理事会の決議を経て別に定め、総会に報告する。

附則1 この定款は本法人の設立の日から施行する。

附則2 本法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

附則3 本法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成18年通常総会の日までとする。

附則4 本法人の設立当初の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、本法人の成立の日からその年の12月31日までとする。

附則5 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 6,000円

一般会員

- (2) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 6,000円

学生会員

- (3) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 3,000円

賛助会員

- (4) ・ 入会金 0円
- ・ 年会費 30,000円/口(1口以上)

購読会員

- (5) ・ 入会金 0円
- ・ 年会費 12,000円

但し、任意団体ヒューマンインタフェース学会の会員については入会金を免除する。

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

入会案内

会員の種類

本会の会員は次のとおりです。

- (1) 正会員: 本会の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人
- (2) 一般会員: 本会の目的に賛同して入会し活動を推進する個人
- (3) 学生会員: 大学及び大学院又はこれに準ずる学校の在籍学生
- (4) 賛助会員: 本会の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
- (5) 購読会員: 本会の機関誌を定期的に購読する個人または団体
- (6) 名誉会員: 本会の目的事業範囲において、正会員の内で特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人
- (7) シニアアソシエート: 総会で別に定める基準を満たす正会員経験者で、理事会の議決を経て推薦された者

会員特典

当学会の正会員・一般会員・学生会員には、次の特典があります。

- 学会誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(冊子)。オンラインにて過去の学会誌を閲覧可能です。
- 論文誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(オンラインジャーナル)。また、過去の論文誌掲載論文全てオンラインで閲覧可能です。11月に当年1年分の掲載論文が収録されたCD-ROMを配布します。
- 本学会の論文誌へ論文投稿が可能です。
本学会の開催するシンポジウム、セミナーへの参加が会員価格で参加可能です。
- 研究会購読をお申し込みされた場合は研究会で発表された論文を収録したCD-ROMを1年に1回送付。また、研究会への参加が無料となります。
- 正会員・一般会員は総会に出席して議決権を行使できます。

当学会の購読会員には、次の特典があります。

- 学会誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(冊子)。
- 論文誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(CD-ROM)。
- 研究会で発表された論文を収録したCD-ROMを1年に1回送付。
- 購読会員Bはシンポジウム論文集(DVD-ROM)をシンポジウム開催後、送付。

賛助会員の特典は、会費口数に応じて、次のようになっています。

- 学会HPへの掲載およびリンク
- シンポジウムの聴講の会員扱い……………1口あたり1名
- セミナーなどの聴講の会員扱い……………1口あたり1名
- 学会誌の無料入手……………1登録あたり1冊
- 研究会資料の無料入手……………1登録あたり1冊

入会金

2,000円(入会時初回のみ。購読/賛助会員は不要)

年会費

会員種別	年会費	送付資料
正会員・一般会員	※ 8,000円	学会誌, 論文誌(電子版)
	12,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)
	17,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 国際学術雑誌
	21,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版), 国際学術雑誌
学生会員	3,000円	学会誌, 論文誌(電子版)

	7,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)
	12,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 国際学術雑誌
	16,000円	会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版), 国際学術雑誌
購読会員A	12,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)
購読会員B	20,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版), シンポジウム論文集
賛助会員	30,000円 / □	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)

※2014年1月1日より正会員・一般会員の年会費が変更されました。

入会申し込み方法

- FAX, 郵送の場合: 入会申込書 [word] [pdf]、に必要事項をご記入いただき、事務局までお送り下さい。
- オンライン登録

オンライン会員登録

その他注意事項

本学会の会計及び事業年度は毎年1月～12月となり会員は一年分前納を原則とします。
 年度の途中で入会される場合も、当該年度分の会費を納入が必要となります。
 この場合、学会誌は当該年度の第1号(2月号)からお送り致します。

整理番号	1-8
------	-----

支 出 証 拠 書

12/25

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー機使用料		
年 月 日	令和 5 年 11 月 15 日～令和 5 年 12 月 15 日	金 額	1,100 円

目 的	資料等のコピー
使 途	令和 5 年 12 月請求分コピー料
政務活動・ 県政との 関 連 性	調査活動、県政関連資料などの作成
<領収書貼付枠> 別添 通帳コピー原本は 6 年 / 月 整理番号 / - 3 添付	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	2,200 円	1/2	1,100 円
		%	

支 出 証 拠 書

12/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和 5 年 12 月分)		
年 月 日	令和 5 年 12 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日	金 額	19,402 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	
<p>《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 原本は 6 年 / 月 整理番号 / - 3 添付</p> <p>月額リース代 39,204 円のうち、対象外経費(自動車重量税)を除いた 38,804 円(※)の 1/2 相当額を請求する。</p> <p>38,804 円 × 1/2 = 19,402 円</p> <p>※リース料支払総額 3,293,136 円 - 対象外経費(自動車重量税) 33,600 円 = 3,259,536 円 3,259,536 円 ÷ 84 回分割 = 38,804 円</p>	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b) 19,402 円
	38,804 円	1/2 %	

支出証拠書

12/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和6年1月1日～令和6年1月31日	金額	30,225円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	賃借料 (2024年1月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<領収書貼付枠> 別添 通帳コピー 原本は 6年 / 月 整理番号 / - 3 添付	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	60,450円	1/2 %	30,225円

整理番号	1-11
------	------

支出証拠書

1/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	スマートフォン通信料		
年月日	令和5年11月1日～令和5年11月30日	金額	2,041円

目的	政務活動を伴う通信費
使途	スマートフォン通信料 (2023年11月分)
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

別添 利用内訳表・クレジットカード明細書 参照

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,083円	1/2 %	

2024年1月10日のご利用代金明細表

2023年12月25日 発行

お名前	良知 駿一 様
お支払い日	2024年1月10日 (水)
お支払い合計額	4,083円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	██████████ dカード 2010年12月2日

金融機関	██████████
支店	██████████
科目	██████████
口座番号	██████████

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができます場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
良知 駿一 様 ご利用分	██████████									
23/11/30	ドコモご利用料金 / iD 12月分	4,083	1	1	4,083					
<お支払い金額総合計>					4,083					

株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意の上、お手続きください。
dカードセンター 0570-030-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)
※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります。
クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)
ホームページ <https://d-card.jp/>

内訳項目金額(円) BREAKDOWN AMOUNT(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	内訳詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	区分 (CLASS)
		ご利用期間 (11/1~11/30)	
◇基本使用料等(計) 2,980	2,980	ギガライト2	合 算
	2,850	(内訳) ギガライト2	
	-170	(内訳) dカードお支払割	
	300	(内訳) s pモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	0.5GB
			合 算
◇通話料・通信料(計) 729	20	X i通話料	合 算
	9	X i・SMS通信料	11月ご利用分
	700	5分通話無料オプション定額料	合 算
			合 算
◇その他ご利用料金等(計) 3	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります
			合 算
◇消費税等相当額(計) 371	371	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 4,083	4,083	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、11月末で	22年11か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		11月ご利用分に対する獲得ポイントは、	30です。
		(ポイント遡量の対象になるご利用金額は、	3,712円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

(全32件) 並び替え: 並び | 日付 | 摘要 | 元

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	元
001	2024年01月10日分	89,496円			出金	DCI-T	[編集] (1-12)
002	2024年01月10日分	4,083円			出金	DCI-T/DCMX	[編集] (1-11)
001	2024年01月23日分	2,200円			出金	SMBC(特)	[編集] (1-16)
003	2024年01月29日分	60,450円			出金	SMBC(特)	[編集] (1-20)
004	2024年01月29日分	39,204円			出金	初	[編集] (1-19)

■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

02月15日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

(CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

支出証拠書

1/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	chatGPT Plus の利用		
年月日	令和5年11月26日～令和5年12月25日	金額	1,530円

目的	<ul style="list-style-type: none"> ● chatGPT を活用して政務活動を効率化する ● chatGPT の利用をとおり、行政における活用について研究する
使途	使用料
政務活動・ 県政との 関連性	chatGPT を活用して日常の政務活動の効率を上げるとともに、行政分野における chatGPT の活用が業務の生産性や行政サービスの向上に繋げられるか研究・検討する。
<領収書貼付枠> 別添 領収書 (ドル建て) クレジットカード明細書 参照	
クレジットカード引落しの 原本は 6 年 / 月 整理番号 1-11 添付	

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,061円	1/2 %	1,530円

Receipt



Invoice number 9AEEFDEC-0008
Receipt number 2114-8480
Date paid November 26, 2023
Payment method Visa [REDACTED]

OpenAI, LLC
548 Market Street
PMB 97273
San Francisco, California 94104-5401
United States
ar@openai.com

Bill to
SHUNICHI RACHI
〒431-1304
静岡県
浜松市細江町中川7172-698
ラトゥール101
Japan
rachi.shunichi.office@gmail.com

\$20.00 paid on November 26, 2023

Description	Qty	Unit price	Amount
ChatGPT Plus Subscription Nov 26 – Dec 26, 2023	1	\$20.00	\$20.00
Subtotal			\$20.00
Total			\$20.00
Amount paid			\$20.00



ご利用中のお客様: 良知 駿一様

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時: 2023年12月26日 16:14

[2024年1月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 2023年12月26日 16:10]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類	[REDACTED]	照会月	2024年1月
カード名称	[REDACTED]	明細作成日	2023年12月23日
カード番号	[REDACTED]		

お支払日	2024年1月10日
今回ご請求合計額	89,496円
(1)今回ご請求額	89,496円
(2)事前お支払額	0円
合計[(1)-(2)]	89,496円

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額	現地通貨額	通貨略称	換算レート
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
2023/11/15	V4095	中部電力 23/11利用分	1回払い	4,652	4,652			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			

1-14

電気ご使用量のお知らせ

2023年11月分

2023年11月15日

毎度お引立ていただきありがとうございます。電気ご使用量をお知らせいたします。

良知 駿一 様

お客さま番号 [REDACTED]	日程 11	供給地点特定番号 04 0256 8580 2405 1000 0000
契約種別 おとくプラン	契約容量 50A	力率
ご使用場所 静岡県 浜松市 北区 細江町 中川 7172-698 ラトゥール 101		

ご請求額 4,652円 (うち消費税等相当額 422円)
電気がご使用量 147kWh (日数: 30日間) 【参考: 前年同月の情報】 ・ご使用量 155kWh ・日数 29日

検針日 11月15日	ご使用期間 10月16日~11月14日	ご使用日数 30日
電気ご使用量		前年同月実績 (ご使用日数29日)
147kWh		155kWh
計器番号128 第1計器		
当月指示数	12164.0	
前月指示数	12017.4	
差引	146.6	
翌月 (12月分) のご案内	検針日 12月14日	ご使用期間 11月15日~12月13日
	燃料費調整単価(税込)	-1円10銭/kWh

ご請求額	4,652円
(うち消費税等相当額)	422円
[ご請求額内訳]	
基本料金	1,485円 00銭
電力料金 1段料金	2,444円 40銭
2段料金	670円 68銭
(うち燃料費調整額)	-141円 12銭
おとく割	-153円 00銭
再エネ発電促進賦課金	205円
【再掲】 託送料金相当額	1,537円
(うち各種負担金相当額)	8円 82銭
○2023年10月以降の燃料費調整単価には国による電気料金負担緩和策(値引き単価:3.5円/kWh)が含まれています。 ※原則、10月のご請求分からの適用になります。	
当月燃料費調整単価 (税込)	-0円96銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価 (税込)	1円40銭/kWh

支出証拠書

1/22

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(2024年1月分)		
年月日	令和6年1月1日~令和6年1月31日	金額	400円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

領収証

ラトゥール 101

良知駿一事務所様

振込名(※は優待税率対象)	部数	金額	備考
三遠南信 Biz	1	400	

2024年1月分

お問合せNo. [REDACTED]

(9999) 0.00クレ

(8%対象 0 税 0)

(10%対象 400 税 36)

合計金額

400円

毎度ご購読、まことに
有難うございます。
上記の金額、正に
領収致しました。

朝刊配達スタッフ募集中!
ご興味のある方は、是非ご連絡下さい!
短時間で効率よく収入がアップします!
男女問わず、幅広い年代が活躍中です!

(証券No. 10-2024/01/22 19:31:00)

浜松市北区細江町気賀2-9-6

(南)中日新聞細江専売所

TEL [REDACTED]

フリーダイヤル 0120-160289

登録番号 15-0804-0201-8889

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	400円	100%	400円

支出証拠書

1/23

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー機使用料		
年月日	令和5年11月15日～令和5年12月15日	金額	1,100円

目的	資料等のコピー
使途	令和5年12月請求分コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	調査活動、県政関連資料などの作成
<領収書貼付枠> 別添 通帳コピー 原本は、6年 / 月 整理番号 / - // 添付	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,200円	1/2 %	

支出証拠書

1/25

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(2024年1月分) 赤旗		
年月日	令和6年1月1日~令和6年1月31日	金額	930円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

良知駿一様

しんぶん 赤旗
領収書

2024年1月分

930円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党西部地区委員会
〒433-8122
浜松市中区上島 2-13-17
TEL 053-474-2145

8%対象	861円(税抜)	消費税	69円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日 1/25

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	930円	100%	930円

支出証拠書

1/26

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読 (2024年1月分) 静岡、日経		
年 月 日	令和 6年 1月 1日~令和 6年 1月 31日	金 額	8,100円

目的	情報収集
使 途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》
別添 領収証 参照

領収証 (口座振替)

支店 区域 順路 No. 良知 駿一 101 振
01 042 016 様

品名	部数	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
※静岡新聞	1	3,300		8,100 円
※日本経済新聞朝刊	1	4,800		
10%対象 0 (内消費税 0)				2024年 01 月分
8%対象 8,100 (内消費税 600)				領収致しました。(引落日) 2024年 01 月 26 日

株式会社 ニュース細江  登録番号: T6080401019163
浜松市浜名区細江町中川543 本店 053-522-0261

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	8,100円	100%	8,100円

支 出 証 拠 書

1/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和6年1月分)		
年 月 日	令和 6年 1月 1日~令和 6年 1月 31日	金 額	19,402 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<p>《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 原本は 6 年 / 月 整理番号 1 - 11 添付</p> <p>月額リース代 39,204 円のうち、対象外経費(自動車重量税)を除いた 38,804 円(※)の 1/2 相当額を請求する。</p> <p>38,804 円 × 1/2 = 19,402 円</p> <p>※リース料支払総額 3,293,136 円 - 対象外経費(自動車重量税) 33,600 円 = 3,259,536 円 3,259,536 円 ÷ 84 回分割 = 38,804 円</p>	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	38,804 円	1/2 %	19,402 円

支出証拠書

1/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和6年2月1日~令和6年2月29日	金額	30,225円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	賃借料(2024年2月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 原本は 6年 / 月 整理番号 / - // 添付	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	60,450円	1/2 %	30,225円

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
1/4	意見交換 (県政・医療福祉)	事務所—中央区元城町地内 (往復)	25.0
1/5	意見交換 (消防団)	事務所—アクトシティ浜松 (往復)	26.6
1/10	県政報告 (ラジオ番組にて)	事務所—中央区千歳町地内 (往復)	25.8
1/12	要望活動	事務所—北行政センター (往復)	9.0
1/22	県政報告 (会議冒頭にて)	事務所—中央区市野町地内 (往復)	24.1
1/30	意見交換 (医療)	事務所—中央区住吉町地内 (往復)	21.0
合 計			131.5

支出証拠書

2/5

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用 (令和 6 年 1 月分)		
年月日	令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日	金額	93,972 円

目的	政務活動を補助する職員雇用
使途	1 月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 二人分 別添参照 雇用実績表 給与支払い明細書 [Redacted] 通勤手当 1,836 円 × (45 h / 66.5 h) = 1,242 円(政務活動費充当分) 給与 48,600 円(政務活動費充当分) [Redacted] 通勤手当 1,088 円 × (40.5h / 72 h) = 611 円(政務活動費充当分) 給与 43,740 円 (政務活動費充当分) 雇用保険料 394 円 × (40.5h / 72 h) = 221 円 (政務活動費充当分) 【合計】 1,242 円 + 48,600 円 + 611 円 + 43,740 円 - 221 円 = 93,972 円 (政務活動費充当分)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる	93,972 円	/	93,972 円
		100%	

雇用実績表

1 月 分		氏 名		
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金	4	3	スケジュール管理 電話応対
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	4.25	3	支出証拠書作成 電話応対
10	水	4	2	郵便物共有作業 電話応対
11	木	3.5	2	県政報告会ハガキ作成
12	金	3.75	2.5	資料作成 資料整理 電話応対
13	土			
14	日			
15	月	3.5	2.5	支出証拠書作成 スケジュール管理
16	火	3.5	2.5	県政報告会ハガキ作成 郵便物共有作業
17	水	3.5	2.5	書類整理 政務調査
18	木	4	2.5	書類整理 郵便物共有作業
19	金	3.5	2	スケジュール管理 電話応対
20	土			
21	日			
22	月	4.25	3	郵便物共有作業 県政報告会ハガキ作成
23	火	3.75	2.5	支出証拠書作成 県政報告会ハガキ作成
24	水	3.5	2.5	スケジュール管理 電話応対
25	木	3.5	2.5	書類整理 スケジュール管理
26	金	3.5	2.5	支出証拠書作成 書類整理
27	土			
28	日			
29	月	3.5	2.5	支出証拠書作成 書類整理 電話応対
30	火	3.5	2.5	県政報告会名簿作成 書類整理
31	水	3.5	2.5	県政報告会名簿作成 書類整理 電話応対
計		66.5	45	
上記のとおり雇用したことを証明する。				6 年 2 月 / 日 会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一
[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。 ①(B) [45時間00分] × 単価 [1,080円] = 48,600円 ②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円				

雇 用 実 績 表

1月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
2	火			
3	水			
4	木			
5	金	4.5	3.5	支出証拠書作成 電話応対
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	4.5	2.25	電話応対 県政報告会はがき作成
10	水	4.5	2.25	県政報告会はがき作成 電話応対
11	木	4.5	2.25	県政報告会はがき作成 電話応対
12	金	4.5	2.25	県政報告会名簿作成 電話応対
13	土			
14	日			
15	月	4.5	2.25	県政報告会名簿作成 郵便物共有作業
16	火	4.5	3	書類整理 県政報告会名簿作成
17	水	4.5	2.25	郵便物共有作業 県政報告会名簿作成
18	木	4.5	2.25	県政報告会名簿作成 郵便物共有作業 県政報告会はがき修正
19	金			
20	土			
21	日			
22	月	4.5	2.25	県政報告会名簿作成 電話対応 郵便物共有作業
23	火	4.5	2.25	県政報告会名簿作成
24	水	4.5	3.5	スケジュール管理 県政報告会名簿作成 電話対応
25	木	4.5	2.25	県政報告会名簿作成 郵便物共有作業
26	金			
27	土			
28	日			
29	月	4.5	2.25	県政報告会名簿作成 郵便物共有作業
30	火	4.5	2.25	県政報告会名簿作成 広報作業(WEB関連)
31	水	4.5	3.5	支出証拠書作成 県政報告会名簿作成
計		(A) 72	(B) 40.5	

上記のとおり雇用したことを証明する。

6 年 2 月 / 日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [40時間30分] × 単価 [1,080円] = 43,740円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

支出証拠書

2/9

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ラジオ出演 (浜松エフエム放送株式会社/イブニングサテライト)		
年 月 日	令和 6年 1月 1日~令和 6年 1月 31日	金 額	35,165 円

目 的	県政について広報する
使 途	出演料
政務活動・ 県政との 関連性	県西部の県民に対し、ラジオ番組を通じて県政について報告する。
<<領収書貼付枠>> 別添 請求書・振込明細 参照 番組料金 35,000 円 振込手数料 165 円 35,000 円+165 円=35,165 円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである		/	
	35,165 円	100%	35,165 円

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 0209002 受付日時 2024年02月09日 11時18分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座



金融機関名 ハマツツイバンク

支店名 札幌

科目 普通預金

口座番号 698431

振込・振替先口座

受取人名 ハマツツイバンク(カ)

金額 35,000円

引落合計金額 35,165円 (税込手数料165円)

指定日 02月09日

振込依頼人名 株式会社

取消確認

戻る

〒431-1304
浜松市浜名区細江町中川7172-698
ラトゥール101

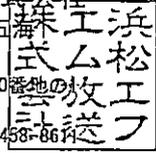
請求書

2024年1月31日
No. 23530

静岡県議会議員 良知 駿一 様

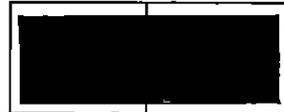
FM Haro!76.1

浜松エフエム放送株式会社
代表取締役社長 久田 五海
〒430-0933
静岡県浜松市中央区鍛冶町100番地の1
ザザシティ浜松中央館4階
TEL:053-458-8600 FAX:053-458-8611
登録番号: T6080401004009



2024年1月度

期間 2024/01/01 ~ 2024/01/31



前回請求額	入金額	繰越額	売上額	消費税額等
35,000	35,000	0	31,818	3,182

今回請求額
¥35,000

費目	(税率)	請求金額	備考
番組料金	(10.0%)	31,818	[KENGI DE Night!]
小計		31,818	
消費税等 (10.0%)		3,182	
合計		¥35,000	

上記の通りご請求申し上げます。

なお弊社の取引銀行は次の通りです。

浜松磐田信用金庫 本店営業部 普通No. 0698431
三井住友銀行 浜松支店 普通No. 7024266

